

兵高教組

週間査定情報報

2017年4月19日 2号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

部活動指導にともなう4号業務手当は 代休日でも支給されます

土曜日や日曜日などの週休日に部活動指導（4時間以上）をした場合、4号業務手当3,000円が支給されています。この手当は、「週休日等に部活動業務を行った場合」に支給されることになっていて、代休日も対象です。

しかし、いくつかの学校から「代休日に部活動指導をしても4号業務手当が支給されない」という問い合わせがあり、県教委に確認をしました。

代休日は勤務を要しない日なので本来は休むべきですが、実際には部活の指導に当たらなければならぬ場合もあります。そのような場合、4号業務手当が支給されるのは当然であり、県教委もそのように回答しています。

県教委の回答

この問題に対する県教委の回答は、次の通りです。

週休日の振り替え（代休）について、大きく2つの場合が考えられる。

- ① 週休日等に学校行事等を行ったため、全員一律に代休日が指定される場合
- ② 週休日等に出張や公務等で、各自に代休日が指定される場合

このうち、①の場合については、代休日は生徒も休みとなっており、見た目も土曜日や日曜日と変わらない。代休日に部活指導を行った場合は、4号業務手当を支給する。

②の場合は、代休日に部活を行うことになってしまい、他の顧問に指導を任すとか、代休日を変更するとかして、できるだけ実際に休みを取るようにしてほしい。

しかしながら、実際に代休日に部活指導を行った場合は、4号業務手当を支給する。

もし過去に支給されていないような事実があったら、遡及して支給する。

代休日は、勤務を要しない日です

「代休日」は、本来は休むべきです。しかし、職場の実態がそうなっていません。もし、代休日に部活動指導を行ったら、それは、土曜日や日曜日に行ったのと同じ扱いになります。

代休日に部活指導を行ったら、 4号業務の申請ができます

代休日に実際に休みが取れないのは、私たち教職員の責任ではありません。そもそも学校が忙しすぎるのです。これを解決するのは、県教委の責任であり、管理職の責任です。

現実問題として、代休日に部活指導を行うことはあります。その場合は、4号業務の申請ができます。

代休日を本当に休める日にするためには

まず、週休日に安易に学校行事等を入れさせないことです。学校説明会やオープンハイスクール、模試、入試業務等で、週休日に業務が多く設定されている実態を変えていく必要があります

（注）土曜日や日曜日に公務を行った場合の代休は、本来は「週休日の振り替え」ですが、このニュースでは、「代休」と表現しています。

あなたも高教組へ！

高教組は、教職員が働きやすい職場を目指して日々奮闘しています。あなたも仲間に入りませんか。